

改正 平成31年2月27日 令和6年11月28日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大東文化大学（以下「本学」という。）は、本学の専任教育職員（東洋研究所及び書道研究所の専任研究員を含む。特任教育職員、助教及び書道研究所の任期付専任研究員を除く。以下「専任教員」という。）が海外の大学、研究機関等において学術の研究・調査等の活動（以下「研究活動」という。）に従事することにより、研究、教育、教授等の能力の向上を図るため、海外留学者派遣制度を設ける。

（目的）

第2条 この規則は、本学の海外留学者派遣制度による留学等に関し必要な事項について定める。

（適用）

第3条 この規則は、本学の専任教員の中で、海外留学者派遣制度による留学が許可された者に適用する。

（定義）

第4条 この規則において海外留学者とは、本学の専任教員で、日本政府、外国政府、内外公私の団体その他の者から経費の支給を受け、又は自費をもって、本学学長（以下「学長」という。）の承認の下に、海外の大学、研究機関等において専攻する学問分野に関する研究活動に従事するため、本学の海外留学者派遣制度により、海外へ留学する者をいう。

第2章 海外留学者の派遣期間、人数等

（派遣期間）

第5条 この規則における海外留学者の派遣期間は、長期の場合には6か月以上1年以内、短期の場合には3か月以上5か月以内とする。

（給与）

第6条 海外留学者には、特別の事由がない限り、学校法人大東文化学園給与規則に定める給与を支給する。ただし、学校法人大東文化学園理事長（以下「理事長」という。）から休職を命じられた海外留学者に対しては、給与の支給を停止する。

（人数）

第7条 海外留学者の人数は、毎年度3人以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合に、学長は、大学評議会の議を経て、2人を限度として増員することができる。

第3章 海外留学者の要件

（要件）

第8条 この規則により海外の大学、研究機関等への海外留学を申請できる者は、申請年度の4月1日時点において、専任教員として本学に3年以上在籍し、かつ70歳定年制適用者にあつてはその年齢が満67歳以下、65歳定年制適用者にあつてはその年齢が満62歳以下の者とする。

（申請）

第9条 海外の大学、研究機関等へ海外留学を希望する者は、所属する組織の長に対し、海外留学者の申込みを行い、前年度の5月末日までに、教授会（国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所にあつては管理委員会とする。以下「教授会等」という。）の承認を得なければならない。

2 前項に定める手続きを経て、本学大学評議会（以下「大学評議会」という。）の承認を得、海外留学者に推薦された者は、前年度の10月末日までに、学長に対して、研究活動に従事する

大学、研究機関等からの受入許可書等を添付のうえ、所定の留学計画書等を提出しなければならない。

第4章 海外留学生の任命等

(任命及び報告)

第10条 学長は、前条第2項に定める手続きを経て、海外留学生への申請があった者について、これを命ずる。

2 前項の規定により、学長から海外留学生に命じられた者は、定められた期日までに所定の誓約書及び出発届を提出しなければならない。

3 学長は、本学の専任教員に対し海外留学生として派遣を命じたときには、遅滞なくその旨を理事長へ報告するものとする。

(再留学)

第11条 本学の専任教員が海外留学生として再度の派遣（以下「再留学」という。）を申請する場合は、本学の海外留学生、海外研究員若しくは国内研究員としての派遣期間又は本学の特別研究期間制度の適用者としての研究期間の最終日の属する年度の末日から再留学する年度の4月1日までの間に、5年以上の期間を経過していなければならない。

(新規申請者の優先)

第12条 第9条の規定により教授会等の承認を得た者が、第7条に規定された人数を超過する場合は、原則として新規の申請者を優先するものとする。

第5章 留学期間の延長等

(延長又は短縮)

第13条 海外留学生は、研究、傷病その他の事由により、留学期間の延長又は短縮の必要が生じたときには、遅滞なくその旨を記載した文書をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により、海外留学生から願い出が提出されたときには、当該海外留学生が所属する教授会等の議を経て、その願い出の諾否について決定し、その結果を当該海外留学生へ通知する。ただし、理由の如何にかかわらず、留学期間の延長は、申請時の留学計画期間の2倍を超えることができない。

3 学長は、第1項の規定による願い出を許可しないことを決定したとき、又は海外留学生から第1項に定める願い出が提出されないときには、理事長に対し休職の申請をすることができる。

4 理事長は、学長から前項の規定による休職の申請があったときには、当該海外留学生に対し休職を命ずることができる。この場合において、当該休職命令は、留学期間の満了日（短縮の場合には帰国日とする。）の翌日から、その効力を生ずるものとする。

(海外留学の取消し)

第14条 学長は、海外留学生が当初の留学目的を達成することが不可能であると判断したとき、又はその留学を継続することが適当でないと認められる事由が生じたときには、当該海外留学生が所属する教授会等の議を経て、その留学を取り消すことができる。

第6章 海外留学生の義務

(義務)

第15条 海外留学生は、留学期間終了後、原則として第17条第3項に定める海外留学における研究成果の公表又は公刊する年度の末日まで、専任職員として在職し、その研究成果をもって本学における研究及び教育に寄与するよう努めなければならない。この場合において、研究成果の公表又は公刊の日が留学期間終了の日と同一年度に属するときは、この条の「年度の末日まで」とあるのは「次の年度の末日まで」と読み替えるものとする。

(兼職の禁止)

第16条 海外留学者は、留学期間中は研究員としての職務に専念し、原則として他の職を兼ねてはならない。ただし、大東文化大学教員の兼業に関する規程第3条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号に規定する兼業にかかる業務について、教授会等の議を経て学長の許可を得た場合は、その限りではない。

(帰国後の報告)

第17条 海外留学者は、留学期間終了後1ヶ月以内に、所定の報告書類(帰国届及び留学経過報告書を含むものとする。)を研究推進室に提出し、留学期間中の活動概要や留学期間終了の旨等について、教授会等の議を経て、学長へ報告しなければならない。報告書類のうち、帰国届及び留学経過報告書については教授会等の議を経るものとし、それ以外の書類については教授会等の議を経ずに研究推進室経由で学長に提出できるものとする。

2 学長は、教授会等の議を経た書類を研究推進室より受け取るものとする。

3 学長は、第1項の報告を受けた後に、前項の書類を理事長へ提出しなければならない。

4 海外留学者は、留学期間終了後1年以内に、研究成果に基づく論文を学術誌に公表又は学術書を公刊し、学長へ提出しなければならない。

第7章 雑則

(事務)

第18条 この規則に定める海外留学者の派遣に関する事務は、教授会等に係るものについてはそれぞれ所管する事務室が、それ以外のものについては研究推進室が掌理する。

(臨機の処置)

第19条 この規則に定めのない事項については、学長がこれを処理する。

(規則の改廃)

第20条 この規則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(専任教育職員海外派遣規則等の廃止)

2 この規則の施行に伴い、大東文化大学専任教育職員海外派遣規則(昭和51年3月24日制定)及び大東文化大学専任教育職員海外派遣規則施行細則(昭和51年3月24日制定)は、平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成31年2月27日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月28日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。